

令和4年11月24日

カーター記念黒部名水マラソン実行委員会事務局 御中

適格消費者団体 特定非営利活動法人

消費者支援ネットワークいしかわ

理事長 橋本 明夫

〒920-0206 金沢市北寺町9番地3

TEL : 076-254-6733 FAX : 076-254-6744

[連絡先] 金沢合同法律事務所

弁護士 渡邊 智美

〒920-0931 金沢市兼六元町9-40

TEL : 076-221-4111 FAX : 076-221-4994

申入書

当法人は、平成29年5月15日に消費者団体訴訟制度の適格消費者団体として消費者契約法第13条に基づく内閣総理大臣の認定を受けた消費者団体です。

今般、当法人は、貴事務局に対し、下記「申入れの趣旨」記載のとおり申入れ致します。つきましては、本申入れに対する貴事務局のご対応について、本書面到達後1か月以内に文書にてご回答くださいますよう、お願い致します。

本書面並びに本申入れに対する貴事務局からのご回答の有無及びその内容等、本申入れに関する経緯・内容については、公表を予定しておりますので、その旨申し添えます。

なお、本申入書中の「申込規約」は、カーター記念黒部名水マラソンWebサイトに掲載されている申込規約¹に基づいています。

第1 申入れの趣旨

- 1 申込規約（以下、単に「規約」といいます。）第1項につき、削除ないし適切な修正を求めます。

¹ <http://www.kurobe-taikyo.jp/road/competition/index.html>

- 2 規約第3項につき、削除ないし適切な修正を求めます。
- 3 規約第7項・第8項・第9項につき、削除ないし適切な修正を求めます。

第2 申入れの理由

1 規約第1項について

- (1) 規約第1項は、「過剰入金・重複入金の返金はいたしません。」と定めています。
- (2) 民法第703条は「法律上の原因なく他人の財産又は労務によって利益を受け、そのために他人に損失を及ぼした者……は、その利益の存する限度において、これを返還する義務を負う。」と定めており、マラソン大会に当てはめると、ランナーが支払うべき参加料等を超えた金銭を支払い、主催者においてこれを受領した場合には、主催者はその超過分をランナーに返還すべき義務が生じます。

しかし規約第1項は、超過分について返金しない旨を定めており、民法第703条とは異なる定めと言えます。
- (3) 消費者契約法（以下、「消契法」とします。）第10条は、「消費者の不作为をもって当該消費者が新たな消費者契約の申込み又はその承諾の意思表示をしたものとみなす条項その他の法令中の公の秩序に関しない規定の適用による場合に比して消費者の権利を制限し又は消費者の義務を加重する消費者契約の条項であつて、民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものは、無効とする。」と定めています。
- (4) 規約第1項は、任意規定たる民法第703条に比して消費者の権利を制限するもので、消契法第10条前段に該当します。また、不当利得返還請求権という消費者の重要な権利を奪うものであり、消費者の利益を一方的に害するものとして、これは民法第1条第2項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方的に害するものであるといえ、消契法第10条後段にも該当します。

従って規約第1項は、消契法第10条により無効であります。

2 規約第3項について

- (1) 規約第3項では、「地震・風水害・降雪・事件・事故等、主催者の責によらない事由による開催縮小・中止の場合、参加料・手数料の返金は、行いません。」と定めています。
- (2) 民法第536条1項は、「当事者双方の責めに帰することができない事由によって債務を履行することができなくなったときは、債権者は、反対給

付の履行を拒むことができる。」と定めています。マラソン大会に当てはめると、主催者が負っているマラソン大会の実行という債務が主催者及びランナー双方の責めに帰さない事由により履行できなくなった場合は、ランナーは、反対給付即ち参加料・手数料（以下、「参加料等」とします。）の支払を拒むことができることを意味します。ランナーが参加料等を先に支払った後に、マラソン大会の実行が両当事者の責めに帰さない事由により履行できなくなった場合は、ランナーは、主催者に対し、既に支払った参加料等の返還請求をすることができるのと民法上解されています。

しかし規約第 3 項は参加料等の返金をしないとしており、民法第 536 条とは異なる定めと言えます。

- (3) 規約第 3 項は、任意規定たる民法第 536 条に比して消費者の権利を制限するもので、上記 1 (3) で指摘した消契法第 10 条前段に該当します。また、天候や自然災害等の当事者双方の責めによらない事由によるマラソン大会中止のリスクを、ランナー（即ち、消費者）に一方向的に負わせるものであり、これは民法第 1 条第 2 項に規定する基本原則に反して消費者の利益を一方向的に害するものであるといえ、消契法第 10 条後段にも該当します。

従って規約第 3 項は、消契法第 10 条により無効であります。

- (4) なお、規約第 4 項では、「新型コロナウイルス感染症等の疫病に伴い、大会が中止となった場合、開催中止の決定をした時点までに生じた費用等を勘案し、主催者が定める方法で返還の有無及び返還内容を決定します。」としております。

しかし、「当事者双方の責めに帰することができない事由」という意味では「地震・風水害・降雪・事件・事故等」と「新型コロナウイルス感染症等の疫病」とでは変わりません。にもかかわらず、申込規約上で両者に差異を設けて、ランナーに対し参加料等を返還する場面を新型コロナウイルス感染症等の場合にのみ限定させるのは問題であると思われることも、付記します。

3 規約第 7 項・8 項・9 項について

- (1) 規約第 7 項・8 項・9 項は、それぞれ以下のとおり定めています。

規約第 7 項「大会開催中に傷病が発生した場合は、応急手当を行いますが、以後の責任は負いません。」

規約第 8 項「大会開催中の事故、紛失、傷病等に関し、主催者は、責任を負いません。」

規約第 9 項「大会開催中の事故・傷病への補償は、主催者が加入した

保険の範囲内とします。」

- (2) これらの規定は一体としてみたとき、大会開催中に生じた事故等の事由について、主催者の責任を一部または全部を免責する定めと解されます。即ち規約に基づく、大会開催中に生じた「傷病」・「事故」・「紛失」については、次のように扱われます。

傷病：主催者は、応急手当を行うが責任は負わず、補償も主催者が加入した保険の範囲内に限られる（規約第7項・8項・9項）

事故：主催者は責任を負わず、補償も主催者が加入した保険の範囲内に限られる（規約第8項・9項）。

紛失：主催者は責任を負わない（規約第8項）。

- (3) しかし大会運営において、主催者が法律上責任を負うべき場合があります。例えば、レース中の主催者の誘導ミスによってランナーが一般車両と接触事故を起こした場合、安全配慮義務違反により主催者に損害賠償責任が生じます。
- (4) また Web サイト上の Q&A²では、「有料荷物預かり所が総合体育センター メインアリーナ内にあります。68cm×51cm に入るものまたは鍵のかかるキャリーバックを有料（500 円）でお預かりいたします。また、A4 サイズの封筒に入る貴重品のみを有料（100 円）でお預かりいたします。」と定めており、ここに民法上の寄託契約が成立します。有償で預かる場合には、善良なる管理者の注意をもって保管しなければなりません（民法第400条）。この注意義務に違反したために寄託物を滅失または損傷した場合、主催者に損害賠償責任が生じます。
- (5) ところが、規約第7項・8項・9項に基づく、これらの債務不履行ないし不法行為に基づく責任が、傷病や事故の場合には、主催者の責任は加入した保険の範囲内に限定される、即ち一部免責されることとなります。また紛失については、主催者の責任は全て免責されることとなります。
- (6) 消契法第8条1項は、事業者の債務不履行または不法行為により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項を無効とし（同項1号・3号）、また事業者の故意または重過失による債務不履行または不法行為により生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項を無効と定めております（同項2号・4号）。
- 従って、規約第7項・8項・9項は消契法8条1項により無効であります。

以上

² <http://www.kurobe-taikyo.jp/road/faq/>